

令和元年度 第3回

三種町情報公開・個人情報保護審査会議案

令和元年8月9日提出

日 時	令和元年8月9日（金） 午後1時30分
場 所	三種町八竜農村環境改善センター 視聴覚室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

諮問第15号 公文書の公開決定に対する審査請求について【 継 続 】

(主管課等：総務課)

諮問第16号 公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求について【 継
続 】

(主管課等：総務課)

4 報 告 個人情報漏えい事故について

5 そ の 他

6 閉 会

三種町情報公開・個人情報保護審査会委員

任期：平成30年12月7日～令和2年12月6日

(50音順、敬称略)

分野	氏名	摘要
法曹	おお ば ひで とし 大 庭 秀 俊	白神法律事務所 弁護士
地域団体	こ だま よう ぞう 小 玉 陽 三	元天瀬川自治会長
行政経験者	さくら だ えつ ろう 櫻 田 悦 郎	元町総務課長
学識経験者	た なか せい いち 田 中 誠 一	(公) 秋田県食品衛生協会専務理事
人権	なり た たか みち 成 田 隆 道	人権擁護委員
行政経験者	わたな べ せい えつ 渡 部 整 悦	元県地域振興局建設部長

諮問第15号

公文書の公開決定に対する審査請求について

(主管課等：総務課)

令和元年5月15日付けで三種町長から三種町情報公開条例（平成28年三種町条例第5号）第16条の2の規定に基づいて諮問された案件に対して、別添（諮第15—5（事））のとおり答申する。

令和元年8月9日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 大 庭 秀 俊

1 答申案に関する意見等

2 審議資料

- 諮第15—1（甲） 公文書公開請求書（平成28年9月30日付け）
- 諮第15—2（乙） 公開決定通知書（平成28年10月14日付け三種総発—641—1）
- 諮第15—3（甲） 審査請求書（平成29年1月18日付け）
- 諮第15—4（乙） 弁明書（令和元年5月15日付け三種総発—186）
- 諮第15—5（事） 答申案

諮問第16号

公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求について

(主管課等：総務課)

令和元年5月15日付けで三種町長から三種町情報公開条例（平成28年三種町条例第5号）第16条の2の規定に基づいて諮問された案件に対して、別添（諮第16―5（事））のとおり答申する。

令和元年8月9日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 大 庭 秀 俊

1 答申案に関する意見等

2 審議資料

- 諮第16―1（甲） 公文書公開請求書（平成28年9月30日付け）
- 諮第16―2（乙） 不存在による非公開決定通知書（平成28年10月14日付け三種総発―641―2）
- 諮第16―3（甲） 審査請求書（平成29年1月18日付け）
- 諮第16―4（乙） 弁明書（令和元年5月15日付け三種総発―191）
- 諮第16―5（事） 答申案

報告

個人情報の漏えい事故について

1 内 容

児童クラブに所属する非常勤職員が、利用児童の保護者1名の携帯電話番号を、当該本人の同意を得ることなく第三者（他の児童の保護者1名）に提供した。

2 経 緯

年 月 日	内 容
令和元年●月 ●日	児童クラブにおいて、児童間でトラブルが発生した。
令和元年●月 ●日	児童クラブ所属の非常勤職員が、SNSを通じて保護者A（被害を受けた児童の保護者）の携帯電話番号を保護者B（トラブルの発端となった児童の保護者）に提供した。
令和元年●月●●日	保護者Aから役場に対し、電話で苦情の申出が行われ、福祉課でこれを受け付けた。
令和元年●月●●日	上記申出を踏まえて調査を実施し、当該個人情報の漏えいの事実を確認した。

3 原 因

当該非常勤職員が、保護者Aに謝罪したいので連絡先を教えて欲しいという保護者Bからの申出に対し、携帯電話番号を提供した。

4 対 応

（1） 漏えいした個人情報について

当町職員の調査において、保護者Aの携帯電話番号が、保護者Bのほかに漏えいした事実は確認できなかった。

また、後日、当該非常勤職員の携帯電話端末に当該携帯電話番号に関する記録が消去されていることを当町職員が確認した。加えて、保護者Bの携帯電話端末に記録された当該携帯電話番号については、当町職員の面前で削除させ、今後利用しないことを確認した。

（2） 事案の周知について

児童クラブ利用者に対し、書面で報告した。

（3） 再発防止について

全職員に対し、書面で注意喚起を行った。

その他

会議録の確定について

令和元年度第2回審査会（令和元年6月27日開催）